

和福事第175号
令和3年7月30日

法人代表者様

社会福祉法人和歌山県福祉事業団
理事長 日置 美次
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る職員派遣の協力依頼について（お願い）

平素は当法人の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度に協力をご依頼した標記につきまして、今年度も厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」に基づき、和歌山県は独自に緊急時の応援に係る職員派遣事業を実施することとなり、当法人が職員派遣のコーディネート事業の委託を受けました。これは、感染により職員が入院や自宅待機等となり運営が困難になった障害者支援施設や児童福祉施設等に対し、当該施設へ応援職員の派遣を行うものです。

皆様の事業所で派遣可能な職員に協力をお願いし、当法人が「応援職員候補者名簿」へ登録を行い、応援依頼のあった県内施設への派遣調整を行ってまいります。つきましては、本事業の趣旨をご理解いただき、ぜひとも職員派遣へのご協力をお願いいたします（名簿への登録が派遣決定ではなく、候補者として登録をさせて頂き、当法人及び派遣依頼施設との協議により派遣職員が決定します）。

応援職員には、応援依頼施設から旅費関連費用が支給されると共に、本事業から旅費関連費用とは別に、派遣協力費として1人あたり20万円を支給いたします。

本事業は、応援職員の派遣をお願いする一方で、特に入所施設にとっては職員の応援が必要となった場合に職員派遣を要請することが可能となる点で、いわば相互協力の事業でもあります。互いの協力で成り立つ点を踏まえて、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、昨年度は派遣実績がなかったことを申し添えます。

記

1 今年度初めて登録いただける法人様

「応援職員候補者登録届出書（様式2）」に必要事項を記載の上、当法人あてメール（support2020@wfj.or.jp）にてご提出いただきますようお願いいたします。第一次提出〆切は、8月31日（火）とさせていただきます（その後も、随時、受付は行います）。

2 昨年度も登録いただいた法人様

1) 昨年度の名簿から変更がない場合

改めての登録（提出）は不要です。8月31日（火）までに次項の申し出がない場合は、昨年度の名簿を引き継ぎます。

2) 昨年度の名簿から変更がある場合（解除含む）

「応援職員候補者登録変更・解除届出書（様式2-1）」に必要事項を記載の上、当法人あてメール（support2020@wfj.or.jp）にてご提出いただきますようお願いいたします。第一次提出〆切は、8月31日（火）とさせていただきます（その後も、随時、受付は行います）。

3 様式の取得先

「応援職員候補者登録届出書（様式2）」及び「応援職員候補者登録変更・解除届出書（様式2-1）」の提出様式は、以下から取得可能です。

- ・和歌山県障害福祉課ホームページ

URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/index.html>

- ・和歌山県福祉事業団ホームページ

URL <https://www.wfj.or.jp>

4 応援先対象施設

障害者総合支援法で規定する障害者支援施設

児童福祉法で規定する障害児入所施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）

5 応援職員候補者登録をご依頼する対象事業所

障害者総合支援法で規定する生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、共同生活援助、短期入所、障害者支援施設、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援

児童福祉法で規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援及び障害児相談支援

【送付先・お問合せ】

社会福祉法人和歌山県福祉事業団

電話 0739-47-6640

メール support2020@wfj.or.jp